

## 議第70号

**県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を  
求めることについて**

上記の議案を提出する。

令和4年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、令和3年度において県の行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
補助林道事業	長浜市	250,000	9,000	259,000
	米原市	3,010,000	△ 169,000	2,841,000
	<b>計</b>	<b>3,260,000</b>	<b>△ 160,000</b>	<b>3,100,000</b>
県営農道整備事業	彦根市	3,150,000	4,800,000	7,950,000
	甲賀市	37,500,000	21,500,000	59,000,000
	<b>計</b>	<b>40,650,000</b>	<b>26,300,000</b>	<b>66,950,000</b>
県営みずすまし事業	長浜市	2,200,000	3,575,000	5,775,000
	<b>計</b>	<b>5,060,000</b>	<b>3,575,000</b>	<b>8,635,000</b>
県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業	長浜市	5,000,000	△ 1,251,000	3,749,000
	<b>計</b>	<b>5,000,000</b>	<b>△ 1,251,000</b>	<b>3,749,000</b>
県営農地防災事業	近江八幡市	2,500,000	1,500,000	4,000,000
	高島市	9,600,000	8,000,000	17,600,000
	<b>計</b>	<b>12,100,000</b>	<b>9,500,000</b>	<b>21,600,000</b>
単独道路改築事業	大津市	72,497,400	3,006,000	75,503,400
	彦根市	14,083,400	1,125,600	15,209,000
	長浜市	26,476,200	1,272,900	27,749,100
	近江八幡市	15,520,950	△ 3,778,350	11,742,600
	草津市	22,400,000	2,135,000	24,535,000

議第70号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第70号 県が行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	守山市	30,800,000 <sup>円</sup>	△ 7,780,000 <sup>円</sup>	23,020,000 <sup>円</sup>
	栗東市	10,000,000	△ 3,495,000	6,505,000
	甲賀市	19,350,000	4,176,300	23,526,300
	野洲市	5,200,000	1,134,400	6,334,400
	湖南市	2,100,000	△ 2,063,700	36,300
	高島市	21,462,000	1,253,040	22,715,040
	東近江市	16,450,050	3,825,750	20,275,800
	米原市	8,775,000	△ 702,900	8,072,100
	日野町	4,200,000	816,750	5,016,750
	竜王町	3,600,000	△ 1,200,000	2,400,000
	愛荘町	10,650,000	3,019,200	13,669,200
	豊郷町	1,425,000	△ 596,700	828,300
	甲良町	840,000	△ 15,360	824,640
	多賀町	5,175,000	△ 3,075,000	2,100,000
	<b>計</b>	<b>291,005,000</b>	<b>△ 942,070</b>	<b>290,062,930</b>
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	14,245,000	2,238,990	16,483,990
	長浜市	10,012,350	△ 672,625	9,339,725
	近江八幡市	10,793,800	△ 2,212,691	8,581,109
	米原市	16,322,600	△ 1,117,565	15,205,035
	多賀町	15,000,000	△ 1,273,738	13,726,262
	<b>計</b>	<b>69,373,750</b>	<b>△ 3,037,629</b>	<b>66,336,121</b>
補助急傾斜地総合流域防災事業	大津市	100,000	100,000	200,000
	長浜市	3,750,000	154,315	3,904,315
	近江八幡市	1,230,400	△ 450,150	780,250
	甲賀市	5,147,000	△ 766,935	4,380,065
	東近江市	2,300,000	5,105,600	7,405,600
	米原市	3,000,000	2,000,000	5,000,000
	多賀町	750,000	△ 310,780	439,220
	<b>計</b>	<b>16,277,400</b>	<b>5,832,050</b>	<b>22,109,450</b>
補助都市計画街路事業	大津市	25,583,400	3,666,600	29,250,000
	彦根市	456,666,666	150,000,000	606,666,666
	守山市	21,058,875	9,000,000	30,058,875
	東近江市	21,324,150	16,875,000	38,199,150

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	<b>計</b>	<b>548,829,816</b>	<b>179,541,600</b>	<b>728,371,416</b>
単独都市計画街路事業	守山市	7,500,000	△ 2,400,000	5,100,000
	栗東市	—	2,400,000	2,400,000
	<b>計</b>	<b>23,100,000</b>	<b>—</b>	<b>23,100,000</b>

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

令和3年10月8日議決の「県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第141号）」の金額を改めようとするものである。

議第70号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて